

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 30 年 7 月 5 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 30 年 7 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	欠
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	欠	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 5 番 大澤 泰久 委員 7 番 古川 義國 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定による許可の事業計画 変更承認申請について	2 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度 第 4 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	5 件
第 5 号議案	非農地証明願	1 件
第 6 号議案	下限面積（別段の面積）の設定について	
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	18 件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成 30 年 7 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** あらためまして、皆さんおはようございます。5 月の後半から、麦刈り、田植えと大変忙しかったと思います。また、7 月 3 日に予定しておりました総会も台風のために本日に延期しましたが、たいした影響もなくほっとしているところです。それでは、7 月の総会に入らしていただきます。よろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 10 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

5 番 大澤 泰久 委員、7 番 古川 義國 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定による許可の事業計画 変更承認申請について	2 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度 第 4 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	5 件
第 5 号議案	非農地証明願	1 件
第 6 号議案	下限面積（別段の面積）の設定について	
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	18 件
第 2 号報告	農業経営基盤強化促進法に基づく第 18 条第 2 項第 7 号の 規程に基づく利用状況報告	1 件

以上を議題と致します。それでは議案に入ります。議事の進行上、まず最初に、第 1 号報告から事務局の説明を求めます。

- **事務局長** 96 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1～18 を朗読。
説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-1 を朗読。

所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、2 ページの調査書
のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たして
います。

申請地につきましては、3 ページに字図の写し、4 ページに位置図を添付しております。
地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等も
ないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全
員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-2 について説明を求めます。

- **事務局長** 5 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-2 を朗読。

所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、6 ページの調査書
のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たして
います。

申請地につきましては、7 ページに字図の写し、8 ページに位置図を添付しております。
地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-3 について説明を求めます。
- **事務局長** 9 ページをごらんください。
第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-3 を朗読。
所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、12 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。
申請地につきましては、13～24 ページに字図の写し、25～30 ページに位置図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元推進委員、〇〇推進委員お願いします。
- **〇〇最適化推進委員** これまでどおり、家族で経営される方針であり、問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-4 について説明を求めます。
- **事務局長** 31 ページをごらんください。
第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-4 を朗読。
所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、32 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満た

しています。

申請地につきましては、33 ページに字図の写し、34 ページに位置図、35 ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 申請地周辺は保全管理地が多くほとんど耕作されていない状況なので、一時転用及び地役権設定という観点では問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **〇〇番（〇〇委員）** 2 本目の井戸を掘られるということだが、1 本目を掘ったときも近隣の井戸が涸れるなどの影響がでている。行政から指導してほしい。
- **議長** 〇〇推進委員何か聞かれていますか。
- **〇〇最適化推進委員** ボウリングの深さや使用水量は聞いていない。
- **事務局** 目的及び近隣農地への影響など地役権設定や一時転用として農業委員会としての指導は難しいので、企業誘致等に携わっている企画課の方から地元及び近隣地区に十分配慮していただくよう指導していただくよう事務局から連絡する。
- **議長** 事務局から企画課に連絡をお願いします。ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。
- **事務局長** 36 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の敷地拡張（駐車場）の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問

題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、37 ページに位置図、38 ページに字図の写し、39 ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ここは私の担当地区ですが、問題ないと思います。皆さんから質疑はありませんか。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手多数です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、整理番号 5-2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 40 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の敷地拡張の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、41 ページに位置図、42 ページに字図の写し、43 ページに土地利用計画図、44 ページに顛末書、45 ページに現況写真を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元推進委員、〇〇委員をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 46 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、47 ページに位置図、48 ページに字図の写し、49 ページに土地利用計画図、50 ページに建物の平面図、51 ページに立面図、52・53 ページに建物の断面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 47 ページの位置図を見てもらえばわかるように、住宅地の中にもぽつんと残された農地であり、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、他に質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、整理番号 5-4 について説明を求めます。

○ **事務局長** 54 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断されます。転用目的の井戸配管及び電線管理設（一時転用）の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、55 ページに位置図、56 ページに字図の写し、57 ペー

ジに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。何か質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件（第5条関係）整理番号 変更－1について説明を求めます。

- **事務局長** 58ページをお願いします。第3号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件（第5条関係）整理番号 変更－1を朗読。

変更前後の申請地の位置等につきましては、59ページに位置図、60ページに字図の写し、61ページに変更前の土地利用計画図、62ページに変更前の施設構造図、63ページに変更前の横断面図、64ページに変更後の土地利用計画図、65ページに変更後の断面図、66～72ページに変更後の施設関係の平面図等を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ここは私の担当地区ですが、問題ないと思います。皆さんから質疑はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手多数です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件（第5条関係）整理番号 変更－2について説明を求めます。

- **事務局長** 73ページをお願いします。第3号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件（第5条関係）整理番号 変更－2を朗読。

74ページに位置図、75ページに字図の写し、76ページに変更前の土地利用計画図、77ページに変更前の平面図、78～81ページに立面図、82ページに変更後の土地利用計画図、83・84ページに変更後の平面図、85～87ページに変更後の立面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 74 ページの位置図を見てもらえばわかるように、住宅地の中にぽつんと残された農地であり、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、他に質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- **事務局長** 88 ページをごらんください。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が2件、再設定が3件の計5件で、田が5筆 10,724 m²となっております。

次に89 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,473,863.20 m²、今回解約面積 75,126 m²、今回計画といたしまして 10,724 m²、現在の合計 4,409,461.20 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

- **議長** それでは、第5号議案 非農地証明願い 整理番号 証明－1 について説明を求めます。
- **事務局長** 90 ページをお願いします。

第5号議案 非農地証明願い 整理番号 証明－1 を朗読。

申請地の位置等につきましては、91 ページに字図の写し、92 ページに位置図、93・94 ページに現況写真を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。非農地証明を交付したいと思います。

- **議長** それでは、第 6 号議案 下限面積（別段の面積）の設定について説明を求めます。
- **事務局長** 95 ページをお願いします。第 6 号議案 下限面積（別段の面積）の設定について、これまでどおり変更を行わない旨方針・理由を説明。
- **議長** はい、事務局から提案理由等の説明が終わりました。質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。提案どおり今年度も 50 アールの変更は行わないことといたします。

- **議長** 続きまして、第 2 号報告 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 7 号の報告につきまして事務局の説明を求めます。
- **事務局長** 114 ページをごらんください。
第 2 号報告 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 7 号に基づく報告 整理番号 農地等利用状況報告－1 を朗読。平成 29 年度ほ場状況写真を、116～118 ページに添付しております。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用状況の報告となっております。

- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 20 分